

## 「神奈川県消費生活条例の改正骨子案」に関する意見募集の結果

### ○意見募集期間

平成29年9月27日（水）～10月26日（木）

### ○提出された意見

- ・意見提出件数 1,223件
- ・意見提出者数 709件（個人・団体）
- ・意見別の内訳

内容		件数
(1) 特定商取引法の改正等への対応	ア 訪問購入を条例の対象とすることについて	12
	イ 密接関係者に対する立入調査について	9
	ウ 不当な取引行為の追加について	7
	エ 「訪問販売お断り」などのはり紙等による訪問販売の禁止について	658
(2) 消費者教育推進法の制定への対応		22
(3) 消費者施策の推進のための規定整備	ア 消費者施策展開のための基本方針の策定を規定	4
	イ 消費生活に関する情報の収集及び情報の提供を規定	127
	ウ 施策としての消費生活相談の実施を規定	5
	エ 適格消費者団体等への協力・支援を規定	141
(4) その他		238
合計		1,223

### ○意見の反映状況

反映区分	件数
A 素案に反映する意見（一部反映する意見を含む）	197
B 既に条例の改正骨子案に反映済みの意見	515
C 今後の取組の参考とする意見	485
D 反映しない意見	12
E その他	14
合計	1,223

※ 同一または類似の意見が提出されたものについては、集約して記載しています。

平成29年12月

神奈川県県民局くらし県民部消費生活課

# 神奈川県消費生活条例の改正骨子案に関する意見及び意見に対する県の考え方

## 【反映区分】

- A 素案に反映する意見（一部反映する意見を含む）
- B 既に条例の改正骨子案に反映済みの意見
- C 今後の取組の参考とする意見
- D 反映しない意見
- E その他

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
(1) 特定商取引法の改正等への対応				
ア 訪問購入を条例の対象とすることについて				
	1	条例改正骨子案に賛成。 (同様のご意見 ほか6件)	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。
	2	電話による買取りの勧誘が多い気がし、実際に被害にあったとの話も聞く。今後この条例やその他の条例、注意勧告などをいかに市民にアピールするかの検討が必要不可欠だと思う。目につく公共交通機関、場所(銀行、郵便局、病院等)などへのポスター掲示など。 広報を読む読まないは本人の自由だが、横浜市に住んでみて横浜市の取組みや条例等が市民に行き届いていない気がしている。	C	条例を改正した際は、周知用のチラシを作成するほか、ホームページ・SNS・ラジオなど、様々な媒体を活用して、周知をしていく予定です。
	3	訪問購入が新たに規制対象として条例に追加されることと、訪問販売お断りのはり紙等により訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問を禁止する条例は非常に良いと思う。しかしながら、その罰則規定や取り締まりの強化も併せて必要と思う。罰則を重くすればそのような行為が減少されることは飲酒運転の罰則強化により飲酒運転が減少したことより明らかである。罰則規定を設け重くする必要があると考える。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。 違反行為に対しては指導や勧告の対象としています。また、勧告に従わない場合は、公表を行うこととしています。これまで勧告に従わずに公表に至った事例はなく、罰則を設ける必要性は乏しいと考えます。
	4	条例改正に賛成。初めて訪問購入のことを知った。資料を入手して、会の定例会や老人会等にて情報提供しているが、家では何も無いのか、あっても上手く断っているのか問題になることはない。勉強させていただく。 県が実施すると言われたことは、速やかに実施していただきたいと思う。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。
	5	条例の改正案に賛成。私は昭和30年後半頃詐欺に遭った。(内容は省略) 苦い経験から騙されないように気を付けているが、最近電話で不用品はないかと言ってくる。ないと断るが、老人会の会員で着物など見てもらい、他に指輪や宝石がないかと言われ、見せたところ二束三文で持っていかれた。このような例は他の人にもあった。老人会のメンバーに被害に遭わぬよう会合のたびに注意している。	B	このような被害を未然に防止するためにも、ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。
	6	母の遺品整理をしている際に、押し買いの電話があり、お願いした。その日の内にやってきて「絹物はないか？ 貴金属はないか？」と聞かれ、無いと応えたらすぐに帰った。今から思うと家にあげたことを恐ろしく思う。 訪問販売お断りシールと共に、押し買いお断りシールも欲しいが、電話で確認してから訪問されたら防ぎようが無い。防ぐ手立てを検討いただきたい。	C	このような事例で被害に遭うケースもあることから、被害の未然防止のため、ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
イ	密接関係者に対する立入調査について			
	1	条例改正骨子案に賛成。 (同様のご意見 ほか4件)	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。
	2	事業者の密接関係者への立入調査を行えるようにすることは、多様で複雑・巧妙化している消費者被害の防止に向け有効な改正と言える。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。
	3	密接関係者に対する立入検査の規定を整備する旨の提言について、支持するとともに、今後、違法な営業を行う事業者に対して、法執行が適切かつ確実にされることを期待する。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。
	4	関連事業者への立入検査は、可能となった場合に悪質業者等の実態解明にもつながると思われる。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。
5	見直しに賛成。密接関係者に対する立入調査をすることにより、事業者に対する指導や勧告の実効性が格段に向上すると考えられる。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。	
ウ	不当な取引行為の追加について			
	1	条例改正骨子案に賛成。 (同様のご意見 ほか2件)	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。
	2	床下点検に来たということで見てもらったところ、白アリがいるので薬をまいたとのことで10万円を請求された。後に、消費者センター・警察に連絡し、事業者へ返還を要求したところ10万円が返還されたが、黙っていればそのまま、弱いものが損をすることになる。 是非、条例に取り上げて取り締まっていただきたい。	C	ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。
	3	消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居等において商品等を一方的に提供する行為や、消費者の経験及び財産に照らして不相当と認められる勧誘について不当な取引行為として規定することには賛成。ただし、不当な取引行為を消費者の知識・経験及び財産や判断力に照らして不相当と認められる勧誘とすべき。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。
	4	「消費者の経験及び財産に照らして不相当と認められる勧誘について」は、経験及び財産がある消費者であっても、判断能力が低下した高齢者や障がい者等の消費者被害が多くある。「消費者の経験及び財産、高齢者や障がい者など判断能力に照らして不相当と認められる勧誘」とさらに例示的な規定を要望。	D	現行条例においても、判断力の不足に乗じて消費者に不利益を与える行為については、不当な取引行為としています。その対象として、高齢者や障がい者も当然含まれていることから、例示的な規定は行わず、条例を適切に運用してまいります。
5	不当な取引行為の範囲を拡大することは、県内の消費者被害が多い取引行為の実情を反映した内容となっており、県の指導、処分に繋がる実行性の高い内容と思われる。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。	

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
エ		「訪問販売お断り」などのはり紙等による訪問販売の禁止について		
	1	<p>「訪問販売お断り」のはり紙等の貼付を勧誘拒絶の意思表示とみなし、一律にこうした世帯へ訪問を禁止するとの方針については反対する。</p> <p>反対の理由の一つ目は、正当な営業活動が阻害される可能性があること。憲法で保障されているとおり、本来営業活動は自由であるはずである。正当な営業活動を妨げ、対話を通じて商品やサービスを提供している業界が影響を受けることになれば神奈川経済への影響も少なくない。</p> <p>二つ目は、訪問販売禁止のはり紙のある世帯が広がっていった場合、ひとり暮らしのお年寄りなどに声をかける人が減ることになり、地域の防犯上好ましくない。配達や集金、契約更新、新規の営業などにより倒れていたお年寄りを発見・通報した事例は枚挙に暇がない。</p> <p>一方で、悪質な業者がステッカーを貼ったお宅をお年寄り世帯だと察知してねらい撃ちしてくる可能性がある。</p> <p>悪質な事業者を排除し、トラブルを未然に防ごうとの趣旨は理解できるが、多数の健全な事業者と一部の悪質な事業者を区別なく規制することは、健全な事業者の正当な営業活動が排除され、結果として消費者が不利益を被ることにつながる。</p> <p>県消費生活審議会の審議過程では、被害の正確な実態把握や、他自治体でのはり紙等による規制の効果を検証する必要性が指摘されていたが、こうした意見は顧みられることはなく訪問禁止の方向性が示され、事業者からの意見聴取も行われなかった。拙速な結論だと指摘せざるを得ない。</p> <p>新聞業界では、特定商取引法や消費者契約法の規定、趣旨を尊重した様々な取組みを進めている。新聞各社は新聞販売店に対し、「新聞購読契約に関するガイドライン」の徹底を図っている。自主的な取組みにより苦情件数は減少している。</p> <p>過剰な規制で正当な営業活動に支障が生じれば、地域のネットワークの崩壊やコミュニケーション機会の喪失にもつながりかねない。民主主義の根幹を支える新聞の社会的・公共的な役割を考慮のうえ、条例改正にあたっては慎重な検討をお願いする。</p> <p>(同様のご意見 ほか2件)</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	2	<p>条例改正の方向性に異論はないが、「訪問販売お断り」ステッカーの掲示により、特定商取引法のもと、これまで正当かつ合法的に訪問販売を行ってきた事業所にも、本来の趣旨とは異なった影響が出てくることを危惧している。</p> <p>新聞の訪問販売は、商品の特性や必要性等を対面にてお客様に説明し、双方合意のもと契約を締結してきた。ステッカーの掲示は、健全な事業所の正当な営業活動を阻害する恐れがある。</p> <p>新聞販売店は、高齢者の見守りや地域の防犯活動等を積極的に行い、地域の生活者が安全・安心に暮らせる環境づくりにも注力している。</p> <p>悪質な訪問販売業者から消費者を保護するという観点については賛同するが、新聞販売店の正当な訪問販売や地域での貢献活動に理解いただき、健全な事業者の営業活動が阻害されることのないよう、慎重な検討をお願いする。</p> <p>(同様のご意見 ほか11件)</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	3	<p>正当な営業活動が阻害される可能性があり、反対。新聞販売業が阻害されることにより、地域防犯・防災活動への悪影響が生まれる可能性がある。新聞販売店は見守り活動など自主的な防犯・防災活動をしており、配達や集金、営業などで地域を巡回し、異変があればすぐに気づく。配達中などに倒れていたお年寄りを発見、通報した事例は枚挙にいとまがない。</p> <p>また、新聞販売業が阻害されることにより地域貢献活動への悪影響が生まれる。福祉活動やボランティア活動・スポーツイベントなど、行政や地域コミュニティとの様々な活動が神奈川県内で実施されている。</p> <p>(同様のご意見 ほか39件)</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	4	<p>迷惑な訪問営業は嫌だが、嬉しいサービスが貰える訪問営業もある。最近はしつこい営業も減っているので、現行のままがいい。</p> <p>(同様のご意見 ほか4件)</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	5	<p>「新聞購読契約に関するガイドライン」の徹底や、講習会の開催等、業界による自主的な取組みに委ねるべき。</p> <p>(同様のご意見 ほか10件)</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	6	<p>「訪問禁止」のステッカー等を出した場合、人の知る権利や、報道の自由を制限することになりかねない。</p> <p>(同様のご意見 ほか1件)</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	7	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙により勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問を禁止する項目は経営に大きな打撃を与えると危惧する。</p> <p>(同様のご意見 ほか12件)</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	8	<p>条例改正の方向性に異論はないが、「訪問販売お断り」のステッカー掲示により、特定商取引法のもと、正当かつ合法的に訪問販売を行ってきた我々販売店にも、本来の趣旨とは異なった影響が出てくるのではないかと危惧している。ステッカーの掲示によりお客様に訪問できないとなると、正当な営業活動ができなくなる恐れがある。</p> <p>我々販売店は、地域の皆様が安全で安心に暮らせるような環境づくりにもお役に立ちたいと考え、通常の新聞普及活動以外にも、高齢者の見守り活動や地域の防犯活動等を行っている。</p> <p>悪質な訪問販売業者から消費者を保護するという観点については賛同するが、我々新聞販売店の正当な訪問販売や地域での貢献活動に理解いただき、健全な事業者の営業活動が阻害されることのないよう、慎重な検討をお願いする。</p> <p>(同様のご意見 ほか6件)</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	9	<p>一律に訪問を禁止する旨の方針については反対。新聞販売所は、戸別配達網を活用し、防犯・防災活動をはじめ、高齢化社会に向け見守り活動や読者宅の異変の通報などの活動を行っている。悪質商法が複雑化巧妙化する中、「訪問販売お断り」のステッカー等での規制が、悪質業者に付ける隙を与えかねないばかりか、一般業者の営業活動をもゆがめることにならないかと懸念する。</p> <p>反対理由① 正当な営業活動が阻害される可能性がある。</p> <p>反対理由② 新聞営業が阻害されることにより、見守り活動、地域防犯、防災活動への悪影響が生まれ、お年寄りの孤独死などの読者の異変に気付かず、通報の遅れが生じる。</p> <p>反対理由③ 訪問販売が一律に規制されることにより、地域貢献活動への悪影響が生まれ、地域ネットワークの崩壊や地域コミュニティの低下をもたらし、地域社会に大きなマイナスとなる。</p> <p>反対理由④ 多数の健全な事業者と一部の悪質な事業者を区別なく規制することは、健全な事業者の正当な営業活動が排除され、結果として消費者が不利益を被ることにつながる。 (同様のご意見 ほか4件)</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	10	<p>条例で事業者の行為を禁止する場合は、健全な事業者の営業活動が阻害されることのないよう強く求める。憲法で保障されている通り、本来営業活動は自由であるはずである。</p> <p>多数の健全な事業者と一部の悪質な事業者を区別なく規制することは、健全な事業者の正当な営業活動が排除され、結果として消費者が不利益を被ることにつながる。</p> <p>新聞業界では、特定商取引法や消費者契約法の規定、趣旨を尊重した様々な取組みや、「新聞購読契約に関するガイドライン」の徹底など、自主的な取組みによって苦情件数は減少している。</p> <p>新聞販売店は戸別配達網を通じて、高齢者の見守りや地域の防犯・防災活動を行っている。過剰な規制で正当な営業活動に支障が生じれば、地域のネットワークの崩壊やコミュニケーション機会の喪失にもつながりかねない。民主主義の根幹を支える新聞の社会的、公共的な役割を考慮のうえ、条例改正にあたっては慎重な検討をお願いする。 (同様のご意見 ほか4件)</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	11	<p>行政による「訪問販売お断り」はり紙の「発行」や「奨励」は訪問販売業界に対する営業妨害であり、神奈川県での「訪問販売業」抑制・禁止に繋がる行為である。行政としてすべきことは禁止することではなくトラブルが起きないように運営・改善・指導をすることである。 (同様のご意見 ほか4件)</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	12	<p>事業団体でもある生協の組合員加入勧誘を目的とした訪問は、今回の規制の対象になりえる。生協では、行政との見守り協定などを通じて、機関紙配布時や商品配達時に、消費者被害を未然に防止するなど、地域におけるくらしの安全・安心の確保に積極的に取り組んできた。生協の地域見守りの役割を広げていくことは今後ますます重要になっていると認識する。</p> <p>答申中で示された「規定の整備にあたっては、事業者の規制の範囲等に配慮することも必要」という意向について、具体的な検討を要望する。</p> <p>生協の利用は法律上組合員加入が原則前提であり、不断に新規組合員の加入勧誘が必要である。新規出店時など、組合員加入に向け商圏の全世界帯を対象に個別訪問してきた経緯もある。新築マンションや戸建てなどへの訪問、組合員から紹介された家庭への訪問活動などは日常的に行われている。これらの行為が一律に禁止されるようなことがあれば、生協の活動の規制ともなり、経営基盤に関わる深刻な問題となるものであると指摘せざるを得ない。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	13	<p>「訪問販売お断りなどのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問を禁止することを規定します。」として、全ての訪問営業活動を一律に規制する方向が示されているが、新聞販売所にとっては訪問営業活動による新規読者の獲得は営業活動の根本であり、新聞販売所の経営に重大な影響を及ぼすことは明らかで、強く反対を表明し、慎重に検討されることを求める。</p> <p>全国の新聞販売所は、その戸別配達網を活用し、防犯・防災活動をはじめ、高齢化社会を踏まえ、読者宅の異変の通報など、多種・多様な取り組みを行い、地域コミュニケーションの一翼を担うべく活動しているが、はり紙等での一律の規制は、一般事業者の営業活動のみならず、多様な業者による地域ボランティア活動をも同時に規制することにならないかと深く懸念する。</p> <p>一律規制の行き着く先には、訪問拒絶症候群とも云える風潮の広がり懸念され、地域コミュニティの基本である人と人との社会的、文化的な訪問や交流にも影響を与えかねず、決して望ましい方向とはならないのではと思慮する。</p> <p>審議会の答申にあるように「ただし、規定の整備にあたっては、事業者の規制の範囲等に配慮することも必要である」との観点をしっかり踏まえ、慎重な検討をお願いする。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	14	<p>「訪問販売お断り」等のはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問を禁止することについて、強く反対する。ステッカー等で訪問を禁止することは事業者による全ての訪問販売を禁止することになる。互助会は地域コミュニティの中に施設を持ち、顔の見える営業を行っており、信頼関係を大切にする事業者であるが、こうした健全な営業活動まで阻害され、大多数の良質な事業者の存亡の危機に陥れてしまう。潜在的ニーズを含めた消費者ニーズに応えることができなくなる他、悪質事業者の排除とはかけ離れ、逆に意思表示の弱い消費者であるとして、悪質事業者に狙い撃ちされてしまう可能性もある。</p> <p>産業界も含めた見守り活動等を通じて地域コミュニティを強化し、悪質事業者を排除するための環境整備を実施すると共に、高齢者等に対して悪質な訪問販売等への対応力を身に着けるための消費者教育を強化することの方が今後重要であると考えます。</p> <p>また、当協会においても、訪問販売を行うものを資格制度化し、訪問販売に必要な知識を取得した者のみとする、万が一トラブルが発生した場合の紛争処理の体制の整備等の自主規制を強化している。</p> <p>このような業界団体における自主規制に委ねていくことも重要であると考えます。</p> <p>本件のような訪問販売を実施している全ての事業者に大きな影響を与える可能性が高い事項については、より多くの業種・業態の事業者に対してその実態のヒアリングを実施し、具体的に影響活動の内容を把握した上で、悪質事業者に対する規制を検討するようお願いする。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」等のはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	15	<p>訪問販売業者が取り扱う商品は千差万別で、消費者が受ける利益やサービスも様々で、それらを区別もせず、一括りにして規制しようとする方針に甚だ疑問を感じる。</p> <p>当然、一部の悪質業者によって消費者側に不利益が生じる事は看過できないが、しかし大多数の健全な業者の健全な経済活動が阻害されることの損失はより大きいように思う。訪問販売全体ではなく悪質業者に対する取り締まり、規制を強化する事が先決ではないか。</p> <p>また消費者には訪問販売に対して、「クーリングオフ制度」や「不実告知に対する無条件解約」など様々な制度があり防衛対策が可能である。にも拘らず「はり紙」などによって訪問販売に接する機会すら奪う事は、業者の不利益のみならず消費者の知る権利すら奪う事にほかならない。又、その「はり紙」がたとえ本人の意思であったとしても、その家族の総意であるとは限らない。</p> <p>現在、町の商店街や都市部の百貨店等の衰退が進む反面、IT産業の台頭やインターネットを介した商品販売が急速に伸びている。それらは時代の流れに沿って必要な事かもしれないが、人が人と接し、商品やサービスを直接案内し提供する、そんな機会が著しく損なわれていく状況に大きな危機感を抱く。</p> <p>是非そういった点を熟慮の上ご検討いただきたい。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」等のはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	16	<p>はり紙等の意思表示に法的効力を与える規制は、消費者庁の解釈のとおり、意思表示の対象や内容等が明確でないことや、健全な事業者と一部の悪質な事業者を等しく扱うことになり、健全な営業活動までもが排除される恐れがある。</p> <p>内閣府消費者委員会の専門調査会の報告書では、昨年9月の「中間整理」のパブリックコメントにおいて、訪問販売等に関する規制強化に反対・慎重な意見が大勢を占めており、今回の改正骨子案策定にあたって、このパブコメ結果を踏まえ議論されたのか疑念が生じる。</p> <p>また、「規定の整備にあたっては、事業者の規制の範囲等に配慮することも必要」と記載されているが、どのように配慮がなされるのか不明であり、新聞販売店による営業活動が全て禁止される恐れがあり、計り知れないダメージを被りかねない。</p> <p>新聞業界では、特定商取引法等の趣旨や規定を尊重した取組みを自主的に進めている。「新聞購読契約に関するガイドライン」の徹底や「訪問販売に関するコンプライアンス研修会」の開催など、新聞の訪問販売に関する苦情件数は年々減少している。</p> <p>事業者を一律に規制することにより、新聞販売店の正常な営業活動に支障を来たし、購読率低下を招くこととなり、販売員による地域の見守り活動の機会喪失や地域のネットワークの崩壊、コミュニケーションの機会喪失につながりかねない。新聞の社会的、公共的な役割を十分に配慮し、慎重な検討をお願いする。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	17	<p>「訪問販売お断り」はり紙等による訪問禁止について、近隣住民との人間関係によって同調圧力が高まり、本来望んでいない方も不本意ながらはり紙等をせざるを得なくなり、個人の自由度が侵害される恐れが出てくると考えられる。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	18	<p>今までの新聞業界の事、又、昨今における悪質業者の事を考えれば、この様な判断も仕方ないかもしれない。しかしネット社会と言われる現在においても紙の新聞の普及率はまだ高水準を保っている。ということはまだ紙の新聞には需要があり、必要とされていると考える。今の時代にあったお客様への接し方等変化できる事はあると思う。当店においても高齢者の一人暮らしの方のご家族の連絡先をPCに入力して異変があった場合、警察やご家族にすぐ連絡を取れる体制を整えており、地域に根ざした見守り活動を行っている。</p> <p>新聞業界の切実な厳しい現状にご理解いただき。健全な事業者の営業活動が阻害される事の無い様に慎重な判断をお願いする。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	19	<p>新聞販売店として今回の改正案の方向性には賛同するが、ステッカーを掲示すれば全ての訪問販売業者を規制できるというのは乱暴ではないか。</p> <p>新聞販売の営業活動は半世紀以上に渡って営まれてきた健全で真つ当なものである。特に、近年の新聞業界のお客様宅訪問は、御用聞きから高齢者の見守りなど多岐に渡り、営業はあくまでその一面である。単にステッカーを掲示するだけの規制は、消費者に対して誤解を生じさせ、余計なトラブルを助長する結果になりかねない。</p> <p>また、新聞業界は研修会や自主規制を盛んに実施し、成果を挙げている。</p> <p>以上のことを考慮していただき慎重な検討をお願いしたい。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	20	<p>条例改正の方向性については異論はない。ただし、「訪問販売お断り」のステッカーの掲示により販売活動が阻害されることについては、慎重に判断いただきたい。</p> <p>新聞の事業経営は販売活動によるところが多にある。新聞を取るきっかけで一番多いのは「営業の方が来てくれたから」である。地域密着で事業を行っており、様々なサービス・地域貢献・奉仕活動・公共・警察・消防への協力を行っている。当事業体が、紛らわしい・事件性のありそうな事業体またはお客様に対して不快に感じる人に該当するのか。法規制を簡単に一概的に一部の参加者による意見で判断するのは困る。昨今の訪問販売から起こる事例について「訪問販売お断り」ステッカーを貼り防御したい気持ちは理解できる。また、ネット通販事業が飛躍し、モノの売り方・買い方が変わってきていることもわかる。</p> <p>訪問販売を行っている業者は激減している。配達・その他業務（訪問販売も含む）業種の方々はみな地域に密着し苦労人でいい人ばかりである。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	21	<p>はり紙自体が街の景観を損なう。はり紙自体が街の治安への不信感にもつながる。訪問販売禁止のはり紙が街にあふれることで、歩いている大半の人が不審者では？という目で見られ、双方の居心地が悪くなる。商店街に「訪問販売お断り」というはり紙があふれていたら安心して商品を買えるだろうか。</p> <p>町内・商店街は安全であるという信頼を高める努力を、行政は推進すべきと考える。はり紙をしている人＝心の狭い人、他人を拒絶している人、というイメージも根強い。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	22	<p>新聞販売店を営んでいる。お客様から、犯罪まがいの詐欺に近いような訪問販売による被害の話聞く。毎月発行するミニコミ誌でも、この手の事案に対し注意喚起し、対策を提案している。</p> <p>こうした時代なので、改正骨子案に関しては大筋賛成であるが、「訪問販売お断り」のはり紙をしている世帯へ訪問禁止に関しては、賛同しかねる。</p> <p>業務上、お客様との対面は必須である。購読者が減少、高齢化する昨今、地域の新聞店がお客様と一緒に新聞を決めるといったことが増えている。</p> <p>訪問販売でのトラブルは、高額なサービスや商品であり、日常生活で使われるものに関してはそれほど多くないと思う。以前、新聞販売ではセールスマンによる契約トラブルが多かったが、今ではセールス活動の正常化を図るとともに、トラブル防止のための社員教育に腐心している。</p> <p>できることなら、新聞販売店を含む地域の商店は、この案から除外するなどを認めて欲しい。それでも尚不当な訪問販売をする業者に関しては、骨子案にある立入調査を行い、行政指導を行うべきではないか。</p> <p>地域コミュニケーションが薄まっていく昨今、地域の商店が接着剤となって地域活性化をしていくためにも、ご一考いただきたい。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	23	<p>相手を見ながらの訪問が出来なくなる。加減をして営業をするのは当たり前。昔からの日本人のスタイル。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	24	<p>高校卒業と同時に「新聞奨学生制度」に申し込み、専門学校に通い卒業し、現在に至る。学生として販売店での仕事は、朝夕刊の配達と集金業務だったが、卒業と同時に販売店の社員となり、先輩から営業も教わり、購読者への購読期間の延長・新規読者の獲得等々に営業にも携わってきた。</p> <p>この間、ご愛読の方々に接し、また未購読の方に新聞をお勧めし、あるときは笑顔で受け入れていただき、ある時はインターホンで断られたが、ただの1度もお叱りを受けたことはなかった。</p> <p>昨今、年配の方々をターゲットにした訪問販売や訪問買取の厭なニュースを耳にする。勤める販売店では、クーリングオフにこだわらず購読の中止や契約の解除に応じている。永い目で見たとき、それが自分たちの為と確信している。</p> <p>全ての訪問販売に対する改正案には、謙虚に努力する我々は賛成しかねる。更なる検討をお願いする。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのほり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	25	<p>「訪問販売お断り」等のほり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問を禁止することについては、断固として反対。</p> <p>私達はお客様の訪問を基幹業務としている。悪質業者からの消費者保護には異論はないが、弊社のような信用を生業としている事業者にとって、消費者の意向に背く訪問活動は即時事業遂行の妨げなる。訪問する外務員教育には細心の注意を払い、一定水準を維持するための厳格な試験を実施し、合格者にだけ活動を許可している。また合格後も徹底した教育を実施し消費者の意志に沿わない勧誘は一切行わないよう指導している。</p> <p>人間関係の希薄化や独居老人の孤独死などが社会問題化しており、信用のある訪問が消費者から「ありがとう」という感謝の言葉と笑顔を生み、外出する事なく家にこもりがちな方々に、一筋の光になる活動を実践していると自負している。</p> <p>健全な営業活動まで阻害され、大多数の良質な事業者を存亡の危機に陥れて、消費者ニーズに 대응することができなくなる。また、悪質事業者の排除とはかけ離れ、逆に意思表示の弱い消費者として、悪質事業者に狙い撃ちされる可能性もある。</p> <p>産業界も含めた見守り活動等を通じて地域コミュニティを強化し、悪質事業者を排除するための環境整備を整え、高齢者等に対して悪質な訪問販売等への対応力を身に着けるための消費者教育を強化する方が今後重要である。</p> <p>訪問販売を実施している全事業者に大きな影響を与える可能性が高い事項については、より多くの業種・業態の事業者に対するヒアリングを実施し、具体的な営業活動を把握した上で、悪質事業者に対する規制を検討するようお願いする。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのほり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	26	<p>町に携わる商売は沢山ある。新聞販売店、牛乳屋さん、JP、八百屋さん、コンビニ。これらの業種はいずれもお客様の住まいに伺い、仕事の話を進める。普段の挨拶から始まり御用聞きもあり、そのことから町の会話がスタートすることもある。</p> <p>町の商売はお客様が私達の顔をよく知っている。ステッカーを貼る貼らないでどうなるほど簡単な付き合いではない。クーリングオフの法律を再度検討してはどうか。電話による営業・道端での営業、どんどん悪質になるのでは。</p> <p>一番の問題は、町に挨拶がなくなることでは。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのほり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	27	<p>悪質な事業者に手を焼いている現状は理解している。しかし、今回の改正骨子案はまともな事業者もひとくりに規制をかけるもので、到底賛成できるものではない。</p> <p>悪質な事業者の罰則強化とともに悪質な事業者と取引をしている事業者、骨子案にある密接関係者の連座制の導入、または悪質な事業者との取引において優越的地位にあると考えられる事業者への立入調査など、川下だけでなく川上も併せて取り締まるものを考えていただきたい。</p> <p>改正骨子案は、まともな事業者が最近取り組んでいる地域見守り活動などの地域貢献活動を抑制するばかりか、悪質な事業者の消費者を騙す手口がより巧妙に、より分かりづらくなることが考えられ、本来の目的である「消費者保護」と真逆の結果を引き起こす恐れがあり、改正骨子案の再検討を求める。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	28	<p>「規定の整備にあたっては、事業者の規制の範囲等に配慮することも必要」という記述について、「協同組合組織は対象ではない」など条例に明記するなどの具体的な検討を要望する。</p> <p>生協の利用は組合員加入が原則であり、新築のマンションや戸建てなどへの訪問、組合員から紹介された家庭への訪問活動などを行うことは日常的に行われている。組合員の加入勧誘を目的とした訪問も上記の規制の対象となり、これらの行為が一律に禁止されると、生協の事業活動への規制となり、経営基盤に関わる問題となる。</p> <p>生協は地域に根ざした活動を行っている。地域の見守り活動や消費者被害を未然に防止するなど地域の中で暮らしの安全・安心の確保に積極的に取り組んできた。地域の見守り活動の役割はますます重要になっていると認識しており、その上でも行政と見守り協定を結んでいる事業者の役割や位置づけを明確にしていきたい。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	29	<p>条例改正が行われることで、悪徳事業者に対する規制強化、捜査権が拡大し県民の安心な生活が出来ること期待している。</p> <p>改正案の中で、勧誘の事前拒否について、以前を思うと押し売り業者の訪問は少なくなったと感じている。新聞勧誘（悪質という意味ではない）でさえ、見かけなくなった。最近の訪問販売というと、近隣の店による訪問や大手企業のアフターサービスのための訪問等を見かけることが多くなったと感じる。</p> <p>はり紙による訪問規制で心配されることは、訪問をして欲しい店の訪問も制限されてしまわないかという事。時代の変化もあり、新たな販売方法として訪問販売を取り入れる小売店等も少なくない。条例化される事でそうした方達の訪問が制限される事は、訪問を受ける側、する側双方の損失になる可能性があると考ええる。</p> <p>もちろんはり紙によって、悪徳事業者の訪問を阻止できる事はとても良い事である。訪問販売は古くからある日本の商い習慣であると聞いた。今後外出が難しくなられる方が多くなり、今まで以上に訪問販売が重要となる面、より一層の防衛も必要になってくる。訪問販売お断りのはり紙により、訪問販売自体が衰退してしまうような事が無いように検討をお願いします。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	30	<p>訪問販売お断りのはり紙等に対する規制を条例に追加することに反対。</p> <p>審議会の答申では、「規定の整備にあたっては、事業者の規制の範囲等に配慮することも必要」と記載されている。この背景は訪問販売による消費者被害が高水準であるとの認識からであるが、この根拠は全国消費生活情報ネットワーク（PIO-NET）に苦情と分類された相談が元になっていると思われる。しかしながら、PIO-NETの件数が被害件数と言えるものなのか自体に疑問がある。特定商取引法においても訪問販売お断りのはり紙についての議論があったが、PIO-NETの数字が立法根拠にならない点も考慮され規制にならなかった経緯がある。</p> <p>中小零細企業や新規事業において、訪問販売は認知度を高める方法としては有効な手段である。これを一律禁止されると、自社をアピールする方法には、効果があまり見込めない折込広告・ネット広告や、資金が必要なCM（テレビ・ラジオ）を利用した広告しかなくなる。中小零細企業や新興企業には利用することが困難であり、結果として事業者を排除することになる。</p> <p>悪質な事業者は法令を守る意識がないため、このような規制があったとしても被害が減ることはない。効果が期待できない規制の導入は、真面目に法令遵守をしようとする新興企業や中小零細企業においては事業継続を不可能にする可能性のある規制であり反対。</p> <p>しかしながら、悪質な事業者による被害はあるので、消費者教育や執行の強化により悪質な事業者の排除を行うことが有効であると思う。どうしても規制を導入せざるを得ないのであれば、大企業のみ有利な規制にならないように範囲を限定して行うようにして欲しい。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	31	<p>冠婚葬祭互助会は高齢者層を顧客対象としているため、高齢者の地域見守り活動の役割を果たしている。消費者の勧誘拒否の意思表示は健全な業者と悪質な事業者の区別がない。大多数の健全な事業者が危機にさらされる。</p> <p>また、女性の雇用機会の喪失や伝統儀式の情報に接する機会の制限、地域コミュニティを崩壊させることに繋がる。</p> <p>お断りステッカー等を貼る制度は安易な訪問販売お断りの推奨となり、正常な営業活動をゆがめることに繋がる可能性がある。善良な訪問販売員の訪問が排除されることは地域コミュニティを崩壊させること等に繋がる。</p> <p>規制可能とする論拠として、事業者は広告等で事前アプローチができるほか、他の勧誘方法もあるとの認識が示されているが、これは大企業寄りの考えであり、中小企業にとっては営業を圧迫することになり事業破綻にも繋がりがかねない。</p> <p>イベント会場等で冠婚葬祭互助会を知って入会を決める人やメール・チラシ広告等を見て自ら連絡して依頼する人は少なく、訪問して契約してもらおうケースがほとんどである。冠婚葬祭互助会の契約は自宅訪問して契約内容を説明し、約款や契約書、重要事項確認書、パンフレット等の各種書面を交付することが義務付けられており、消費者がメール、チラシ等の広告の内容だけを見て契約をすることは考えられない。</p> <p>特商法関係の相談検証・分析を行わない限り立法事実が立証できないので、業種を超えた包括的な規制の強化に反対する。</p> <p>本件のような訪問販売を実施している全業者に影響を与える可能性が高い事項については、実態のヒアリングを実施し営業活動の内容を把握した上で規制を検討いただくようお願いする。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	32	<p>神奈川県内にて冠婚葬祭互助会事業を運営しており、地域に根差した活動を長年行っている。</p> <p>「訪問販売お断り」等のはり紙・シール等で訪問勧誘を全て禁止する対策は、人生の大切な儀式を安心した内容でお手伝いさせていただく事業を著しく制限してしまうことにつながるため、強く反対。</p> <p>確かに一部の悪質な事業者を排除し、消費者を守る施策は必要だが、多くの良質な事業者も大きな制約を受けることとなり、場合によっては企業の存続にも関わる内容と考える。</p> <p>弊社ではコンプライアンスを重視し、特定商取引法などの勉強会を営業員に対して定期的に行い、お客様に適切な訪問活動を実施しており、条例改正については是非ご一考いただきたい。</p> <p>訪問事業者への適切な対応方法の周知や啓蒙といった対策等でも、悪徳事業者から消費者を守る手立てとなると思われる。様々な業界団体、事業者にも広く意見を募り、健全な企業活動を制限することなく、消費者保護となる有効な手段について検討をお願いする。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	33	<p>訪問販売お断りステッカーによる訪問勧誘の禁止に関する改正について反対。</p> <p>県消費生活条例は、第1条の目的にも規定されているように、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみて両者の関係を対等化するためのもの。したがって、この条例の規制は、消費者と事業者が交渉、即ち商取引を行うことを大前提にして、優位に立つ事業者に様々な制限をかけているものであり、商取引の初期段階の行為である勧誘そのものを禁止してしまうことは、この条例の目的から大きく逸脱すると考えざるを得ない。</p> <p>現状の訪問販売による被害は看過できないため、全面的な禁止ではなく、事業者に勧誘は認められた上で新たな義務を課す趣旨の改正を提案する。現行の別表第1の1は、消費者が拒絶の意思を示したことに反して消費者の住居等を訪問することを禁じており、消費者はいつでも事業者の勧誘をシャットアウトできるという強力な規定であるが、裏返せば、事業者は、消費者が拒絶するまでは勧誘を続けてよいということで、事業者は自ら、（自分が不利になるのを承知で）積極的に消費者に対して拒絶の意思を確認することは想定できないので、あまり有効な武器になっていないと思われる。</p> <p>一般の消費者はそれでもいいかもしれないが、ステッカーを貼っている消費者は、拒絶の意思を持っている可能性が高いので、そのような場合（ステッカーが貼ってある場合）は、「事業者は勧誘に先立って消費者に拒絶の意思表示の機会を与えること」を義務化し、これを勧告や公表の対象とすればよいと思う。</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	34	<p>訪問販売事業者の登録制を導入して、訪問事業者の選別を図るといった対応も検討してはどうか。</p> <p>(同様のご意見 ほか1件)</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>
	35	<p>健全な事業者の営業活動が阻害されることのないよう、慎重な検討をお願いする。</p> <p>(同様のご意見 ほか11件)</p>	A	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	36	正当な営業活動が阻害される可能性があり、一律に訪問を禁止するとの方針について反対。 (同様のご意見 ほか20件)	A	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。
	37	多数の健全な事業者と一部の悪質な事業者を区別しないで一律に規制すると、健全な事業者の正当な営業活動が排除され、結果として消費者が不利益を被ることになる。 (同様のご意見 ほか29件)	A	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。
	38	販売する商品や身元のしっかりしている事業者に関しては、特例を認めることで、地域の安全にもつながる。 (同様のご意見 ほか1件)	A	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。
	39	「訪問販売お断り」などのはり紙等により訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問を禁止することの規定は、実現不可欠である。ステッカーを貼って拒絶の意思を示している消費者の世帯を訪問することを禁止しなければ、訪問販売を原因とする消費者被害は減らない。近年増加している原野商法による二次被害等の防止にも資する。 (同様のご意見 ほか3件)	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	40	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問を禁止することを規定することについて、事業者の営業の自由等の観点からの反対意見が予測されるところではあるが、事業者が「訪問販売お断り」などのはり紙のない世帯を訪問することは禁止されないものであるから、事業者の営業行為を不当に制限したり、萎縮効果を与えるものではない。 また、はり紙により消費者の拒絶の意思が明確となることから後日のトラブルを防止することへと繋がり、この点では消費者のみならず、事業者にとってもメリットがある。その他、消費者が事業者に訪問を要望する場合や、取引形態からして訪問販売を拒絶していないと認められる場合には禁止規定の適用が除外される旨の規定を設ければ、特に弊害が生じることもない。 (同様のご意見 ほか2件)	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	41	高齢消費者被害が増大しており、その対応が重要。高齢者は在宅していることが多く、訪問販売などの被害に遭いやすい状況にある。 「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問を禁止することを規定するのは、高齢者の消費者被害を抑制するために必要。 (同様のご意見 ほか33件)	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	42	ステッカーを貼って勧誘を拒絶している消費者の世帯を訪問することを禁止ししなければ、訪問販売の被害を防止することはできない。 事業者からの反発が予想されるが、それに屈することなく、真に消費者のための条例を作りたい。 (同様のご意見 ほか6件)	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	43	ステッカーを貼って拒絶している消費者の世帯を訪問することを禁止しなければ、訪問販売の被害を防止することはできない。 成年後見人や保佐人として在宅の方の財産管理を多数行っているが、業者の訪問が後を絶たず、取消権を行使したとしても被害回復できない場合もある。業者の立場からしてもステッカーを貼っている家の方との契約は取り消される可能性があるとの注意喚起になり、被害を食い止めることができるのでは。 (同様のご意見 ほか2件)	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	44	消費者被害のほとんどは悪質業者とのファーストコンタクトが有ることで発生する。だから本来はドントノックであり、ドントコールである。特に1人暮らしや昼間は独居という一部の高齢者、障害者等はファーストコンタクトでの勧誘を断ることが出来ない。せめてステッカーを貼って拒絶の意思を示している消費者の世帯を訪問することを禁止しなければ、訪問販売の被害を防止することはできない。 (同様のご意見 ほか1件)	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	45	「訪問販売お断り」ステッカーによる拒絶は、簡易な方法で消費者トラブルを未然防止する有益な手段である。 (同様のご意見 ほか4件)	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	46	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問を禁止することの規定は、高齢者にとっても、消費者被害防止に有効。 (同様のご意見 ほか27件)	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	47	国の立法ではまだ不十分な部分であり、ぜひとも条例で規制をして欲しい。 (同様のご意見 ほか1件)	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	48	骨子案に賛成 (同様のご意見 ほか33件)	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	49	ステッカーが貼ってあっても何ら強制力がないから、業者は平気で無視して訪問販売を続ける。ぜひ、勧誘を拒絶している世帯へ訪問を禁止するよう改正して、かつ罰則を設けて条例が無意味な存在にならないよう、強制力を持たせて欲しい。(同様のご意見 ほか3件)	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	50	ステッカーを貼って拒絶の意思を示している消費者の世帯を訪問することを禁止しなければ、訪問販売の被害を防止することはできない。(同様のご意見 ほか297件)	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	51	勧誘の事前の拒否の規定を導入することについて賛成。 ステッカーを導入している自治体は増加しており、訪問販売被害の予防に一定の効果を上げていることになれば、神奈川県での導入は望ましいものとする。 また、諸外国でも同様の制度(例えば、イギリスなど)によって消費者被害の防止に取り組んでいることから同様のことが言える。	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	52	独り暮らしのお年寄りが訪問を受けて断り切れずに契約してしまったという事例はしばしば見受けられ、これに対して現状の法律や条例では対策が不十分だと感じる。 また、業者側の言い分として「営業の自由の侵害である」等と言った主張がされるかも知れないが、営業の自由と言っても無制約ではない。 消費者への広告手段が限られていた時代は過去のものとなり、インターネットやテレビ通販など、色々なメディアで消費者に商品やサービスを訴求でき、お年寄り向けにもネットスーパー等のサービスがある現代において、敢えて訪問販売というコストを掛ける方法を用いる業者がいる理由は、「消費者が対面において相手の言うことを断りづらい」と言う点を不当に利用して消費者の意思に適合しない契約をさせることができるからと考えられる。従って、そうした不当手段に対しては、消費者側にも自衛手段を認めるべきであり、はり紙等で訪問を拒絶した場合の訪問を禁止することが必要であると考えられる。 また、そのようにした結果、訪問販売というコストがかかる勧誘手段が淘汰されても、サービスや商品の質による競争が促されることになり、消費者が困るという事態にはならないと考える。	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	53	訪問販売による高齢者の被害の多さや、今後、高齢単身世帯の増加と判断が困難な高齢者の増大を想定すれば、対策として明確であり有効性が高いと思われる。 こうした実効性ある対策が条例として担保されることは、消費者団体として長年消費者の権利向上を掲げ、消費者問題に取り組んできた生協として積極的に受け止めるものである。	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	54	<p>「訪問販売お断り」等を記載したはり紙やステッカーなどを無視する勧誘は、迷惑な勧誘を避けたいとの消費者の判断や、取引をどこで行うかは自身で決めたいとの消費者の判断、さらには、不意打ち的な勧誘により不本意な契約をすることを避けたいとの消費者の判断などを無視するものである。これを不当な取引行為として禁止することは、消費者の選択を尊重という観点から、賛成。</p> <p>高齢化の進展により、自宅にいる機会の多い高齢の方が増えている。判断力が減退しておられる方も少なからずおられる。高齢者の方の消費者トラブルでは、訪問販売の割合が多く、判断力が低下した人のトラブルではその割合はより高くなっている。それゆえ、高齢の方々の消費者トラブルを予防するという観点からも、はり紙やステッカーで勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問勧誘を禁止することに、賛成。</p> <p>既に、北海道、京都府、大阪府、奈良県などでは訪問販売お断りステッカーなどを無視することは、条例上不当な取引行為としている。また、ドイツ、オーストラリア、アメリカ、カナダでも、ステッカー等で勧誘拒絶の意思を表明している消費者への訪問勧誘は禁止されている。神奈川県においても、勧誘拒絶の意思を示している世帯へ訪問を禁止することは必要であり、賛成。</p>	C	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p> <p>なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。</p>
	55	<p>判断能力不十分な方々の被害の未然防止に大いに有効な方法であると思われる。初めから拒否している方に、虚偽によりドアを開けさせ、勧誘により困惑させ、財産を脅かす契約取引行為は詐欺的商法であり、これにより契約取り消しにつながることを期待する。</p>	C	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p> <p>なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。</p>
	56	<p>訪問販売により被害に遭っていた消費者が、被害に遭わないようにするための最低限の防御として、訪問販売お断り等のはり紙等により訪問販売を拒絶する意思を表示した消費者に対しては訪問販売を禁止することとし、事業者の営業の自由とのバランスを図ったものであり、大変良い。特に高齢者の方の消費者トラブルは訪問販売によるものが多く、訪問販売を受けたくないという消費者の意思を業者にも尊重させることは当然のことだ。</p>	C	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p> <p>なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。</p>
	57	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問を禁止することの規定は必ず実現が必要。</p> <p>不招請勧誘により、特に高齢者が不本意な契約を結ばされているだけでなく、勧誘そのものが消費者の平穏な生活を脅かしている。不招請勧誘を防止するためには、本来事前に要請がない消費者への勧誘の禁止が必須だが、少なくとも明確に勧誘拒絶した者に対する勧誘の禁止が必要である。</p> <p>川崎市消費者行政センターでも「訪問販売お断り」ステッカーを作成し、配布しているが、ステッカーを貼っているにも関わらず不当な契約をさせられている。ステッカーを貼って勧誘を拒絶している消費者を訪問することを禁止しなければ訪問販売の被害を防止することはできない。</p>	C	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p> <p>なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	58	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙などにより、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止する規定については、決して後退することなく実現して欲しい。</p>	C	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p> <p>なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。</p>
	59	<p>急速な高齢化に伴い、振り込め詐欺などの新たな犯罪が誕生し拡大しているが、対応は常に後手に回り、さらに手口が巧妙化している。悪質な訪問販売等のターゲットは高齢者であり、深刻な被害をもたらしている。</p> <p>特定商取引法改正（H27）では、訪問販売等における事前拒否者への勧誘禁止が見送られるなど、法改正による対応の迅速性の欠如を印象付けた。</p> <p>意思能力の点で影響を受けやすい単身世帯の高齢者は、より慎重な配慮を要するので、「事前の意思表示」というものが一層尊重されてこそ、十分な保護につながる。また、この「事前の意思表示」は、誰にとっても実現可能な方法が認められてこそ実効性が担保される。</p> <p>ステッカー等により、訪問による勧誘行為を禁止する旨の規定は、高齢者向けの犯罪や悪徳ビジネスを防止できる理想の社会モデルといえる。</p> <p>「お断りステッカー」を貼付した世帯では、世帯内全員もしくは一部が望む営業行為まで禁止されるおそれがあり、消費者にとって不利益ではないかと考えられる。</p> <p>しかし、ステッカーを貼付しない自由があり、消費者の事前の承諾が有る場合は不当な行為には該当しないと考えられ、消費者にとって不利益とはなりえない。また、消費者側から拒絶の意思表示があったことを消費者に立証させるのではなく、「お断りステッカー」を貼付した消費者を訪問した側に、消費者の事前の承諾があったことを立証させることは、悪質な訪問販売による消費者被害の発生を防止するという当該条例改正の趣旨に沿う。</p> <p>自宅への訪問を不快に感じる人、断る力が低下した高齢者等のために、消費者が容易な方法で拒絶の意思表示が出来るように条例上明記することは消費者の有益であり、事業者側にとっても訪問販売可能か否か判断が容易となり、不利益とはいえない。</p>	C	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p> <p>なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。</p>
	60	<p>（１）エについて賛成する。これを認めることは「お断りステッカー」を貼付した世帯においては全ての営業行為に対して拒絶の意思表示をしたことになり、その結果として世帯内の全員もしくは一部が望んでいる営業行為まで禁止される恐れがあり、消費者にとって不利益ではないかという意見が考えられる。しかし、消費者の事前の承諾がある場合には不当な行為には該当しないと考えられることから消費者にとって不利益とはならない。また、消費者側から拒絶の意思表示があったことについて消費者に立証させるのではなく、「お断りステッカー」を貼付した消費者を訪問した側に消費者の事前の承諾があったことを立証させるとすることは、悪質な訪問販売による消費者被害の発生を防止するという当該条例改正の趣旨に沿う。そして、自宅に訪問されること自体が不快に感じる人、性格上拒絶の意思表示をすることが出来ない人や断る力が低下した高齢者等のために、消費者が容易な方法で拒絶の意思表示をすることが出来るように条例上明記しておくことは、消費者にとって利益となるだけでなく、事業者側にとっても訪問販売可能か否か判断が容易となるので著しく不利益であるといえない。</p>	C	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p> <p>なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	61	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問を禁止することを規定します。」は是非とも実現して欲しい。</p> <p>県内自治体のうち、既に横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、茅ヶ崎市、鎌倉市、逗子市では「訪問販売お断り」等のステッカーを作り、市民に配布している。このことは訪問販売でのトラブルが深刻であること、訪問販売に関わりたくないと考えている消費者が多いこと、特に高齢化率が年々増加している現状において、消費者安全法が改正され、高齢者等の見守りの重要性が示されるなかで、消費者トラブルを未然に防ぐ手立てとして、本規定は是非とも必要。</p>	C	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p> <p>なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。</p>
	62	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問を禁止することを規定します」は、ぜひとも実現して欲しい。</p> <p>近所の高齢者夫婦のお宅では、リフォーム詐欺に遭い、クリーニング・オフにより金銭的被害は救済されたが、精神的な落ち込みで体調を崩したため、心配した親族による手作りの訪問販売お断りのステッカーが何か所も貼ってある。このような意見が尊重されなければ、消費者の不安を拭えない。</p>	C	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p> <p>なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。</p>
	63	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問を禁止することを規定します。」は是非とも実現して欲しい。</p> <p>必要のない訪問販売を断ることができない消費者が多く、「訪問販売お断り」ステッカーを貼って勧誘を拒絶している消費者の世帯を訪問することを禁止しなければ、訪問販売の消費者被害を防止することはできない。</p> <p>先日受けた視覚障害で手帳を交付されている方からの「光回線の転用」に関する相談では、転用事業者の代理店から訪問勧誘を受け「在住区域を担当する事業者がS事業者に統一されたので手続きが必要だ」という虚偽の説明がきっかけになっていることが判明した。今回はたまたま本人から申し出があり、事業者へのあっせんにつながったが、まだまだ埋もれている被害はあるのではないかと考える。見守りが必要な方を悪質な訪問販売から守るためにも早急な実現をお願いする。</p>	C	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p> <p>なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。</p>
	64	<p>ステッカーを貼って拒絶をしている消費者の世帯を訪問することを禁止することができれば、訪問販売の被害を防止の効果は非常に高まる。</p> <p>弁護士として高齢者問題に携わっているが、独居高齢者の自宅にステッカー・弁護士の名刺を貼ることで一定の効果を上げるという事例をよく見かける。これに条例上の効力まで与えられるのであれば、よりよいのではないかと考える。</p>	C	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p> <p>なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。</p>
	65	<p>拒絶の意思を示している世帯へ訪問を禁止するのは結構なこと。</p> <p>近年、電話勧誘販売による被害に遭う高齢者が多い。最近の電話機器は留守番機能などでアナウンスが可能であり、電話勧誘販売に対しても同様にアナウンスなどで拒絶の意思を表明している世帯には二度と電話しないよう、電話による勧誘を禁止すべき。</p> <p>「訪問による勧誘」を「訪問等による勧誘」として解釈上電話による勧誘も含むとすればよい。(奈良県条例の告示も同様)</p>	C	<p>「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。</p> <p>なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	66	訪問販売の被害を防ぐために条例改正が必要と考える。一旦高齢者などが被害に遭うと、その情報が業者間で流れ、繰り返し同じ被害に遭い、老後の資産を失うという取り返しの付かない状況に陥ってしまう。ステッカーによる消費者被害の防止というのは、行政の費用対効果の面でも優れているため、改正骨子案に賛成。	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	67	「訪問販売お断り」などのはり紙等により訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問を禁止するとの内容は非常に重要だと思うので、是非この内容で条例改正をお願いしたい。勧誘を受けたくないという消費者の意向は当然に尊重されるべき。また、訪問販売お断りステッカーに条例上の効果を与えることで、ステッカー配布活動等地域での取組みも促進されるのではないかと期待している。	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	68	「訪問販売お断り」などのはり紙により、訪問による勧誘を拒絶する意思表示をしている世帯へ訪問を禁止する内容を規定することは、訪問勧誘を受けたくない人の割合96%（消費者庁平成27年意識調査）に合致した対策であり、はり紙等を表示することで、断わりにくい人や在宅率の高い高齢者層、判断能力の低下した人にとって、必要な契約を断りやすくする手段となり、消費者被害を防止する一つの対策になると考える。	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	69	改正骨子に賛成。訪問販売禁止のステッカーはどこで入手すればいいのかわからないので、県民に配布して利用を促進して欲しい。	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	70	訪問販売により、社会的弱者（高齢者、障害者等）が意思に反して、商品を購入してしまうような被害を少しでも未然に防止するとともに、民法改正を始め、消費者保護が重要視されている昨今において、消費者の権利を守る上で、非常に重要な改正であると考えている。是非改正を実現していただきたい。	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	71	安心した暮らしを脅かされたくないという消費者の意思を尊重すべき。 (同様のご意見 ほか5件)	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。
	72	神奈川県でこの改正がなされることで、日本全国の自治体でも同様の改正につながっていくことを期待。 (同様のご意見 ほか10件)	C	「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。 なお、悪質な勧誘ができない環境づくりや、消費者の注意喚起を促す取組みにより、訪問販売による消費者被害の未然防止に努めてまいります。

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
(2) 消費者教育推進法の制定への対応				
ア 消費者教育推進法の制定への対応				
	1	条例改正骨子案に賛成。 (同様のご意見 ほか8件)	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。
	2	消費者教育推進法の制定への対応も重要。消費者市民社会の理解・浸透は消費者教育の要素として不可欠であり、消費者被害の防止にも繋がる。改正条例制定後は推進指針とともに具体的な実践と検証を期待している。 (同様のご意見 ほか1件)	C	「神奈川県消費者教育推進計画」として位置付けている「かながわ消費者施策推進指針」は、毎年度、事業計画及び事業報告をまとめ、神奈川県消費生活審議会に報告し、同審議会の意見を踏まえて検証を行っています。 条例改正後においても、同様に検証作業を行ってまいります。
	3	消費者教育の推進については、高齢化の進展やインターネットの普及により消費者問題が複雑化している現在、不可欠であり賛同する。 (同様のご意見 ほか2件)	B	ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。
	4	改正の方向性に賛成。県は、消費生活審議会を消費者教育推進地域協議会に位置付けているが、独立して活性化させる必要がある。消費者教育推進地域協議会を単独で設ける規定を要望する。 消費者市民社会の実現に向けて、県民を支援するために学習の場を設けるなどの環境整備をする規定を要望する。 (同様のご意見 ほか1件)	D	消費生活審議会には、教育機関の代表や消費者教育の専門家が参画しており、十分な議論が行われているため、引き続き消費者教育推進地域協議会と一体ものとして運営してまいります。 環境整備につきましては、ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。
	5	消費者市民社会の理念や多様な主体との連携、消費者教育の担い手の育成により推進していくことを規定することには賛成。ただし、消費者教育推進法の理念を踏まえて、ライフステージに応じた消費者教育の推進が必要。 行政の相談窓口には学生を含む若者の消費者トラブルが多く寄せられており、消費者市民社会形成には小中高大学とそれぞれの段階で消費者教育が不可欠である。今後、成年年齢の引き下げが実現されれば若者成人の消費者トラブルが増加することが推測される。消費者行政と教育委員会が連携を密にして学校現場での消費者教育を推進することが喫緊の課題である。	B	ライフステージに応じた消費者教育の実施の重要性は認識しているところであり、ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。
	6	消費者教育推進法への対応は極めて重要。消費者教育推進法の施行以来、消費者教育はトレンドとなりつつあるが、未だその理解は十分とは言えない。これまでの消費者教育は消費者被害防止に注力されてきた感があるが、消費者市民社会は持続可能な社会作りも視野に入れるものなので、消費者教育の従事者の感覚もブラッシュアップする必要がある。なお、消費者市民社会の主眼は主体的に考える消費者の育成なので、消費者被害の防止にもつながるものである。具体的な実践とともに、丁寧な検証にも期待する。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。
	7	消費者教育の推進について明確化しますとあるが、現在の状況では具体的な内容が「消費者教育の担い手の育成等により推進」としか明記されていないので、もう少し具体的な内容を明記すると理解しやすいと思う。	C	ご意見を参考に、規定について検討してまいります。
	8	消費者教育の担い手育成のため、何らかの形で消費者教育コーディネーターを少なくとも県センターなどに置くことについて検討して欲しい。	C	消費者教育推進のため、効果的な担い手の育成について検討してまいります。

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	9	消費者の生活スタイル、世代に合わせた啓発活動や情報提供、消費者団体等と連携した消費者教育の実施を要望する。 生協は消費者教育の担い手としてもさまざまな活動をしている。生協間の連帯や諸団体とのネットワークもあり、県からの要望にもこたえられると考える。	C	ご意見の趣旨を踏まえ、関係団体と連携しながら効果的な消費者施策を推進してまいります。
	10	三十歳代の方は義務教育期間中に消費者教育を受ける機会があったが、それ以上の年齢の方は消費者教育を受けていない方が多く、地域の消費者教育、職場での消費者教育の必要性が求められる。	C	ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。

(3) 消費者施策の推進のための規定整備

ア 消費者施策展開のための基本方針の策定を規定

1	条例改正骨子案に賛成。 (同様のご意見 ほか2件)	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。
2	基本方針の策定にあたっては、実効性を図るため、(案)を示し、県民・消費者の意見を聞いて、行政と消費者の共同体制を広めて欲しい。	B	基本方針は、県の総合計画を補完し、特定課題に対応する個別の計画として位置付けられるもので、その策定・変更にあたっては「かながわ県民意見反映手続要綱」によって、広く県民の皆様からの意見をお聞きすることとなっています。

イ 消費生活に関する情報の収集及び情報の提供を規定

1	早期の被害未然防止に繋げるために、事業者の名称や事業内容等の情報提供もしくは公表が可能となるような規定を設けるべき。 (同様のご意見 ほか120件)	B	消費者被害の拡大防止、未然防止のためには、消費生活相談等で新手・悪質な手口等の情報を把握した際にその手口等について速やかに県民に情報提供・注意喚起することが有効であるため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供することについて新たに条例に位置づけます。 (事業者名称等の公表については、同種被害の発生状況及び事業者の法令等違反の状況を確認する等の手続きを経た上で、法及び条例に基づき適切に行ってまいります。)
2	条例改正骨子案に賛成。 (同様のご意見 ほか2件)	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。
3	現行条例では、事業者名称等、事業者を特定する情報の提供もしくは公表が可能な場合が厳しく限定されているところ、同種被害の拡大に歯止めをかけ、被害の未然防止へと繋げるためには、簡易な手続により、被害発生の早期の段階において、事業者の名称や事業内容等の情報提供もしくは公表が可能となるような制度が必要である。改正条例においては、かかる被害防止に実効的な情報提供もしくは公表が可能となる規定を、是非とも設けるべき。 (同様のご意見 ほか1件)	B	消費者被害の拡大防止、未然防止のためには、消費生活相談等で新手・悪質な手口等の情報を把握した際にその手口等について速やかに県民に情報提供・注意喚起することが有効であるため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供することについて新たに条例に位置づけます。 (事業者名称等の公表については、同種被害の発生状況及び事業者の法令等違反の状況を確認する等の手続きを経た上で、法及び条例に基づき適切に行ってまいります。)

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	4	「消費者の主体的かつ適切な支援をするため、消費生活に関する情報の収集および情報の提供を規定します」については、早期の被害未然防止を強化するために、事業者の名称や事業内容等の情報提供もしくは公表が可能となるような規定を設けることと併せて、消費者団体等との連携を規定してすべき。	B	消費者被害の拡大防止、未然防止のためには、消費生活相談等で新手・悪質な手口等の情報を把握した際にその手口等について速やかに県民に情報提供・注意喚起することが有効であるため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供することについて新たに条例に位置づけます。 消費者団体との連携については、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずる旨の規定に基づき進めてまいります。 (事業者名称等の公表については、同種被害の発生状況及び事業者の法令等違反の状況を確認する等の手続きを経た上で、法及び条例に基づき適切に行ってまいります。)
<b>ウ 施策としての消費生活相談の実施を規定</b>				
	1	条例改正骨子案に賛成。 (同様のご意見 ほか1件)	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。
	2	「消費生活相談」の項目で医療・保険・健康分野における商取引についてのセミナーやイベント、キャンペーンを行う、病院等各専門機関との連携のより一層の発展を図るなどを努力目標として明記してもいいのではないかと。	C	ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。
	3	消費者安全法8条1項2号の規定はあるが、県が主体的に条例において、姿勢を明確に示すことは重要であり、賛成。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。
	4	骨子案に賛成。市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助のためには、かながわ中央消費生活センターでの消費生活相談の実施は必要不可欠。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。
<b>エ 適格消費者団体等への協力・支援を規定</b>				
	1	県と(特定)適格消費者団体との間でスムーズな連携、情報共有が図れるような規定や、(特定)適格消費者団体に対し、県が財政支援を含む幅広い支援を行うことが可能となるような内容の条項を設けるべき。 (同様のご意見 ほか127件)	B	消費者被害の未然防止、拡大防止につながることを期待できるため、適格消費者団体等に対する情報の提供・支援について新たに条例に位置づけます。 財政的な支援については、国の交付金を活用するなど、必要に応じて実施していきます。
	2	条例改正骨子案に賛成。 (同様のご意見 ほか5件)	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。
	3	神奈川県においても、適格消費者団体が設立されることが必要であり、特に財政的な基盤の確立が困難であると考えられることから、行政による積極的な支援が期待される。 (同様のご意見 ほか1件)	B	消費者被害の未然防止、拡大防止につながることを期待できるため、適格消費者団体等に対する情報の提供・支援について新たに条例に位置づけます。 財政的な支援については、国の交付金を活用するなど、必要に応じて実施していきます。
	4	適格消費者団体への情報提供は、被害防止のために不可欠。個人情報などとの兼ね合いもあるが、個人情報保護を盾に情報提供を拒むことがないよう、被害相談が寄せられた事業者情報については、積極的に提供し、被害の拡大防止に取り組んで欲しい。 適格消費者団体は、営利を目的とした団体ではないので、消費者被害の未然防止や被害拡大の取り組みや活動を維持発展させるためにも、財政的な支援も継続的に行って欲しい。	B	消費者被害の未然防止、拡大防止につながることを期待できるため、適格消費者団体等に対する情報の提供・支援について新たに条例に位置づけます。個人情報を含む情報の提供については、適切に規定してまいります。 財政的な支援については、国の交付金を活用するなど、必要に応じて実施していきます。

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	5	消費者被害の情報は、被害回復を伴う消費生活相談にこそ集中する。寄せられた情報を適格消費者団体との協力で、未然防止・拡大防止に生かすことは大いに賛成。(プライバシーには配慮して)	B	消費者被害の未然防止、拡大防止につながることを期待できるため、適格消費者団体等に対する情報の提供・支援について新たに条例に位置づけます。個人情報を含む情報の提供については、適切に規定してまいります。
	6	現在、適格消費者団体の認定を目指す団体で活動をしている。今後、認定を受けた後、消費者被害防止の実効性を高めるためには行政との協力が不可欠。ぜひ「団体への協力・支援」を規定して欲しい。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。
	7	賛成。適格消費者団体等の消費者団体は人的にも財政的にもまだまだ十分な力がなく、本来の役割を発揮できていないので県の協力支援が必要。	B	消費者被害の未然防止、拡大防止につながることを期待できるため、適格消費者団体等に対する情報の提供・支援について新たに条例に位置づけます。財政的な支援については、国の交付金を活用するなど、必要に応じて実施していきます。
	8	一刻も早く強力で推進して欲しい。適格消費者団体及び特定適格消費者団体は、本来、国・自治体が実施すべき消費者のための施策を代わって行っている。しかし、現実的な力が不足しており、集団的消費者被害救済訴訟制度のためには、情報面に限らず金銭的な支援も必要。	B	消費者被害の未然防止、拡大防止につながることを期待できるため、適格消費者団体等に対する情報の提供・支援について新たに条例に位置づけます。財政的な支援については、国の交付金を活用するなど、必要に応じて実施していきます。
<b>(4) その他</b>				
	1	条例改正骨子案に賛成。 (同様のご意見 ほか193件)	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。 ただし、「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。
	2	電話の自動音声により勧誘お断りメッセージを流すことも、勧誘を事前に拒否する意思を示しており、同様に勧誘を拒絶する意思を示している世帯への電話勧誘を禁止することを規定して欲しい。 (同様のご意見 ほか9件)	E	電話に録音したメッセージ等により、勧誘を拒絶する意思を示している場合に勧誘を継続することは現行の条例でも禁止されています。
	3	事業者を規制する条例には反対。 (同様のご意見 ほか5件)	D	消費者被害を防止するために不当な取引行為を制限するものであり、必要な規制だと考えております。 ただし、「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。
	4	骨子案には大いに賛同する。今後、骨子案に掲げられた項目が除外されたり、その方向性がぶれることなく条例改正が実現されることを望むとともに、骨子案をさらに前進させた、より実効性のある条例改正がなされるべきである。 (同様のご意見 ほか1件)	B	このたびの条例改正骨子案に関する県民意見募集では、多岐に渡るご意見が寄せられました。この結果を踏まえ、実効性のある条例となるよう、改正素案を策定いたします。 ただし、「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	5	<p>インターネットの普及によってか犯罪の手口が多種多様化してきていると感じている。どんなに気を付けていても巧妙な手口によって、犯罪にいう事は誰の身にも起こることだと感じている。私自身も詐欺サイトで買い物してしまい、払い込んだお金が返ってこなかったということがあった。</p> <p>現状では犯罪にあっても泣き寝入りするしかないという事例が多数だと思われるため、いろいろな犯罪手口に対応するべく条例を改正していくことはとてもいいことだと思う。特にネットを使った犯罪を取り締まってもらえる条例ができると嬉しい。</p>	C	<p>インターネットの普及に伴う消費者被害の多様化については、消費生活相談の状況からも明らかであり、いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
	6	<p>シニアは自分の生活圏しか興味が無い。いろいろな情報をストップ出来る手段が、少しずつでも入っていると思う。</p>	C	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。</p>
	7	<p>パソコンを使い慣れていないので、検索するとき内容がわからず開いてしまい、いかがわしいサイトだったことがある。例えば、赤い薔薇の絵画を検索すると、赤い薔薇という、どんなサイトかわからないものがあり、クリックしてみると絵ではなく、いかがわしい雰囲気だったので、急いで閉じた。その後、迷惑なメールが毎日、多く届くようになった。困ってしまい、メールアドレスを変更したことがある。見て簡単に検索内容がわかるようにしてほしい。</p>	C	<p>インターネットの普及に伴う消費者被害の多様化については、消費生活相談の状況からも明らかであり、いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
	8	<p>スーパーの入り口などでの勧誘でいろいろなものを目にするが、いざ契約をしてしまい、断ることが出来ない場合、この条例に基づいて市民が泣き寝入りしないで済むのか。</p> <p>自宅に勧誘の電話、または良いと思購入しても、不良品だということで、返品しようとしても了解もとれず、最悪のケースはお金だけとられてしまうこともある。</p> <p>法律と条例以外に、市民を守るものはない。法律と条例をバックに取り締り等を強化することが大切だと思う。最終的には警察等の力と権力を利用しなければ、条例等で市民をまもることは出来ないと考える。</p>	C	<p>消費者被害の未然防止や拡大防止、また発生した消費者被害については、その被害救済について、条例の規定に則り、必要な施策を実施してまいります。</p>
	9	<p>インターネット・コマースにおける「事業者」の定義が全体的にあいまいで、昨今のインターネットにおける商取引が改正骨子案のなかでカバーされているのかわからなかった。従来型の物理的商取引のみならず、民泊や一日イベント型の勉強会などのサービス・シェア型の取引等、売る方も買う方も「プロ」ではない国内・国際取引が日常になる今日、それらへの対応をどう考えるのかだけでも改正案に加えていただければと思う。</p>	D	<p>現行条例では、事業者を「商業、工業、サービス業その他の事業を行う者」と定義しており、これは、反復継続して事業を行うことを前提としております。昨今は、インターネット等を介して個人間での取引が行われていますが、個人であっても、反復継続して事業を行う者として認められれば事業者になると考えています。</p>
	10	<p>医療に関連した取引が免責になっているが、サプリや医療的効果をうたった商品・サービスなどの取引について、どう扱うのか明確にさせていただきたかった。「医師が開発した・お勧めする」がうたい文句の化粧品や美容健康器具が氾濫する今日、消費者としては困惑する場合も多い。県の未病施策と連携して消費生活条例改正案のなかで、何らかの方向性を明確にいただければと思う。</p>	C	<p>条例の一部の規定が適用除外とされているのは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品であり、これに該当しないサプリメントや化粧品などについては条例の規定が適用されますので、ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。</p>

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	11	今回は訪問購入に限られているが、広告ちらしを見て個人寝具店を訪ねたところ、広告とは違う商品を執拗に勧められた。何も買わずに帰ってきたが、被害に会い泣き寝入りしている人がいるのではと感じた。消費者保護の観点から、業者指導が必要と感じた。	C	商品の売買契約の勧誘に際して、反復して勧誘を行い、消費者を困惑させる行為は現行の条例でも禁止されています。
	12	全体として時宜を得た良い骨子案と思う。追加するとすれば「仮想通貨」について加えてはどうか。 我々の市民相談の中にも仮想通貨を購入して老後資金をだましとられた等の若年者・高齢者の相談が出てきている。金融庁の2017年9月の仮想通貨業者の登録制が始まったが、まだ不十分な対応と思う。仮想通貨は通貨として物を購入するというよりか投機の対象である。今後の仮想通貨の進化がどのような方向にどの程度すすむのかまだ手探りの状態であるが、現実には消費者が損失を被らないように規制は始めるべきと思う。我々FP団体もセミナー・相談会を順次開催していく計画である。	D	仮想通貨に関する相談は増えているところですが、事業者の登録制度が始まったところであり、今後の動向を注視してまいります。
	13	消費生活センターと消費者団体が連携できる、情報交流できる場作りを主導する規定についても検討して欲しい。	C	消費生活に係る多様な主体との連携により消費者教育を推進してまいります。
	14	答申中の意見にも見られるように、訪問販売による消費者被害は神奈川県だけの問題ではないため、国に対しての働きかけが必要。	C	ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。
	15	高齢者世帯・独居老人世帯等への被害の未然防止対策が不足。	C	高齢者の消費者被害の増加については、消費生活相談の状況からも明らかであり、いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
	16	消費者被害の未然防止対策は、紙ベース（チラシ等）での啓蒙・シールの貼付等を通じた排除策は不可能。ましてや市町村のホームページを通じた啓蒙はナンセンス。	C	被害の未然防止に向けましては、様々な媒体により、幅広く啓蒙を実施することが重要と考えております。
	17	横浜市では過去に「消費生活推進委員」の委嘱制度があった。県内他市町村での状況は不明だが、町内自治会を通じた制度設計を行い、設置と任命を望む。	C	ご意見を参考に、消費者教育の推進について検討してまいります。
	18	振り込め詐欺などのいわゆる特殊詐欺は、電話が利用されるので、その対策も、各地でいろいろな対策が取られているようなので、神奈川県被害が全国最低となるような施策も実施して欲しい。	C	振り込め詐欺などのいわゆる特殊詐欺に関しては、安全防災局及び県警本部において、様々な施策を実施しているところです。
	19	高齢支援（認知症サポーター）として取り組んでいるので、そのような人にとっては必要と考えているので、条例改正に反対。	D	高齢者の消費者被害未然防止のために必要な条例の改正を行いたいと考えます。 ただし、「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。
	20	この条例改正案は、弱い立場の消費者にとって強い味方になると思う。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。 ただし、「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。
	21	インターネット取引におけるトラブル防止の観点を強化していただきたい。	C	ご意見の趣旨を踏まえ、消費者施策を推進してまいります。

内容区分	意見No.	意見の要旨	反映区分	県の考え方
	22	未成年保護の観点からも配慮を願いたい。	C	若い世代の消費者被害の未然防止のためにも、小・中・高校生段階で、リスクや対処法を学ぶことが必要であり、授業で活用できる教材を作成し、県内の学校に配布しています。こうした取組みにより、今後も消費者教育を進めてまいります。
	23	消費者問題が世の中でも年々多様化、複雑化している中でそれに対応した条例等の改正は必要不可欠。消費者を守るためその立場に立った改正を行い、同時に消費者側も知識を持って対応できるよう周知徹底が求められる。	B	条例の目的である「消費者の権利を確立し、県民の消費生活の安定と向上及び環境に配慮した消費生活を推進する」ために、必要な改正を行うと共に、併せて充実した消費者教育を実施してまいります。
	24	判断力の乏しい高齢者等を守るため改正して欲しい。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。 ただし、「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。
	25	消費者の利益が法律のみならず地方公共団体制定の条例によっても手厚く擁護されることは当該地域住民の利益のみならず、同様の条例が制定されていない他の地方自治体に対しても重要。神奈川県においてより充実した消費生活条例の改正がされることは他の地方公共団体に対してもよい刺激となり、産業振興に偏りがちで硬直した消費者行政の活性化推進にとってきわめて重要である。是非今回の改正が実現されることを期待している。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。 ただし、「訪問販売お断り」などのはり紙等により、訪問による勧誘を拒絶する意思を示している世帯へ訪問することを禁止することについては、県議会や県民意見の内容を総合的に判断して、条例改正素案には盛り込まないこととしました。
	26	知識、経験、判断力の不足する、高齢者、若年成人、障がい者等を保護するものであって欲しいと思う。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正素案を策定しました。
	27	その他（4件）	E	—